

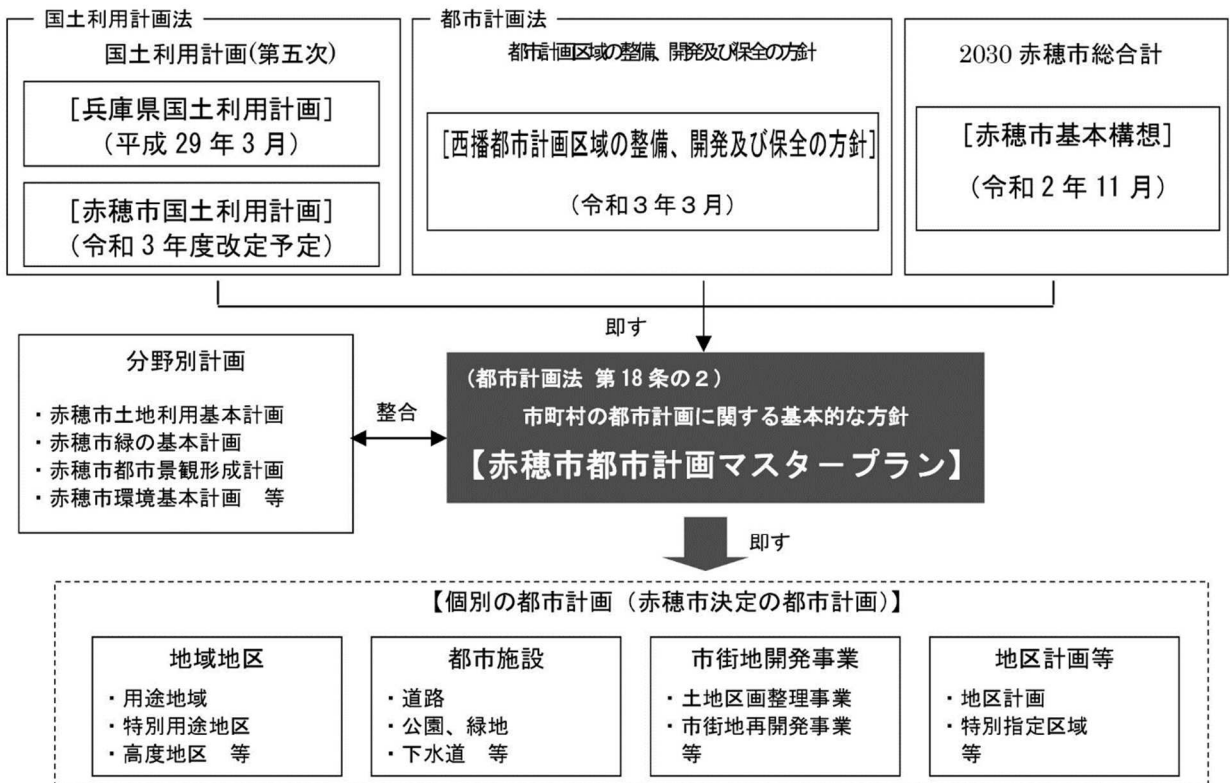
## 都市計画マスタープランについて

### 1 都市計画マスタープランの位置づけ

#### ① 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、2030赤穂市総合計画等の将来像を目標に、その具体的手段として、都市づくりの基本的な方針を示すものです。

#### ② 都市計画マスタープランの位置づけ



#### ③ 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランが果たす役割は、以下のとおりです。

- ◆今後の都市づくりの具体的な指針となるもの
- ◆具体的な都市計画の決定・変更の指針となるもの
- ◆個別都市計画の相互調整を図るもの
- ◆個別の都市計画に関し、市民の理解や協働のまちづくりを促進するもの

## 2 都市計画マスタープランの内容

### ① 計画の対象範囲

都市計画マスタープランは、原則として都市計画区域を対象に策定するものです。

### ② 計画で定める構成

都市計画マスタープランは、本市の現状や都市づくりの主要課題、上位関連計画との整合や住民意向などを踏まえた上で、大きく分けて次の4つの方針で構成されます。

#### (ア) 将来都市像

計画の骨格となるまちづくりの基本理念や将来都市構造、将来フレームなどを示します。

#### (イ) 全体構想

土地利用、交通体系、公園・緑地、都市景観、都市防災など、都市づくりに関わる分野ごとに、市全体を対象とした基本方針を示します。

#### (ウ) 地域別構想

社会的・地理的条件などを踏まえながら、市域を9つの地域に区分し、全体構想で示した都市づくりの方針を踏まえながら、それぞれの地域の状況や特性に応じた将来像や各分野における基本方針を示します。

#### (エ) 実現化方策

これまでに掲げた各方針の実現に向けて、具体的な方策や協働の体制づくり等に関する基本方針を示します。

## 3 都市計画マスタープラン策定スケジュール（案）

	令和3年度									令和4年度													
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
業者決定	■																						
見直し方針の決定		■	■	■																			
現況整理・分析			■	■	■	■																	
現行計画の評価と今後の事業計画の把握			■	■	■	■																	
市民意向の反映					■	■	■																
全体構想の検討								■	■	■													
地域別構想の検討												■	■	■	■	■							
都市計画マスタープラン（素案）作成														■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

※都市計画マスタープランの素案等ができましたら、都市計画審議会において、計画案についてご審議いただく予定にしております。